

## 第 4 9 号 議 案

平成 3 0 年 度 教 育 費 9 月 補 正 予 算 に 係 る 意 見 の 申 出 に つ い  
て

上 記 の 議 案 を 提 出 す る 。

平 成 3 0 年 8 月 3 1 日

教 育 長 大 津 秀 明

### 提 案 理 由

平 成 3 0 年 度 教 育 費 9 月 補 正 予 算 に つ い て 、 地 方 教 育 行 政 の 組 織 及  
び 運 営 に 関 す る 法 律 ( 昭 和 3 1 年 法 律 第 1 6 2 号 ) 第 2 9 条 の 規 定 に  
基 づ き 、 市 長 か ら 意 見 を 求 め ら れ た も の で あ る 。

平成30年度教育費9月補正予算に係る意見の申出について

平成30年度教育費9月補正予算について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第1表 歳入歳出予算補正（抜粋）  
歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
22 市債	1 市債	11,143,100	744,748	11,887,848

※ 「22市債－1市債」のうち補正額35,500千円が教育委員会分

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
10 教育費	2 小学校費	3,273,955	24,900	3,298,855
	3 中学校費	1,233,549	22,600	1,256,149

第2表 繰越明許費補正（抜粋）

（追加）

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校施設維持管理事業にかかる工事費	7,800 千円
	3 中学校費	中学校施設維持管理事業にかかる工事費	11,200

第3表 地方債補正（抜粋）

（変更）

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
義務教育施設整備事業	千円 521,700	千円 557,200

要求事項	予算要求額 千円	財源			内訳	要 求 内 容	平成30年度 当初予算額 千円
		国県支出金 千円	地方 千円	その他 千円			
<b>学校施設維持管理事業</b> 款項目：10-2-1 一般事業 <b>小学校施設維持管理事業</b> (学校施設課)	47,500		35,500	12,000	◎ <b>学校施設維持管理事業</b> 大阪府北部地震を受け、久留米市立学校のブロック塀について緊急点検を行ったところ市立学校66校のうち、現行の建築基準法の規定に適合しない可能性のあるものが45校あった。そのうち通学路等に危険性が高い塀がある(※1)7校について対応を行うもの。 (※1)児童生徒の通学路等にあるブロック塀等で以下のいずれかの基準に該当 ①:高さの基準を超える(ブロック塀:2.2m、レンガ積の塀:1.2m) ②:高さが1.2mを超え、控え壁がない ○小学校施設維持管理事業 24,900千円 ・小学校4校 修繕料(3校) 10,735千円 設計委託料 1,200千円 工事請負費 } (1校) 12,965千円	303,646	
款項目：10-3-1 一般事業 <b>中学校施設維持管理事業</b> (学校施設課)	(24,900)		(18,600)	(6,300)	○中学校施設維持管理事業 22,600千円 ・中学校3校 修繕料(2校) 2,807千円 設計委託料 1,260千円 工事請負費 } (1校) 18,533千円	(188,726)	
					<b>【繰越明許費】 (追加)</b> ・工事請負費 7,800千円		
	(22,600)		(16,900)	(5,700)			
					<b>【繰越明許費】 (追加)</b> ・工事請負費 11,200千円		

## 第 5 0 号議案

篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事請負契約の一部を変更  
する契約締結に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 8 月 3 1 日

教育長 大 津 秀 明

### 提案理由

篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事請負契約の一部を変更する契約締結について、市長が市議会の議決を求めるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、市長から意見を求められたものである。

篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事請負契約の一部を変更する契約締結に係る意見の申出について

篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事請負契約の一部を変更する契約締結について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。



## 第 号議案

篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事請負契約の一部を変更  
する契約締結について

上記の議案を提出する。

平成30年 月 日

久留米市長 大 久 保 勉

### 提案理由

篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事執行に当たり、契約金額を変更する必要があるため、平成28年9月20日に議決した「篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事請負契約」（平成29年12月18日に議決を受けて変更したものをいう。）の一部を変更する契約を締結しようとするものである。

篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事請負契約の一部を変更  
する契約締結について

平成28年9月20日に議決した「篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事請負契約」（平成29年12月18日に議決を受けて変更したものをいう。）の一部を次のとおり変更する契約を締結する。

契約金額「17億9,893万円1,160円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1億3,325万4,160円）」を「18億1,085万1,120円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1億3,413万7,120円）」に変更する。

## 変更契約議案について

### 1. 変更理由

平成30年3月の労務費等の単価改定により工事費を積算したところ、工事請負契約書に定めるインフレスライド条項に該当するため、工事請負契約書第25条第6項に基づき、労務費等の価格変動を反映した請負代金に変更するものです。なお、篠山小学校につきましては、昨年度も平成29年3月の単価改定により請負代金を変更しております。

### 2. 変更内容

※篠山小学校校舎・屋内運動場改築事業

(金額：円)

[工種] 請負業者	契約金額(A)	変更増額(B) H30年度	変更請負契約予 定額(A) + (B)	契約工期
[建築工事] 小林・東建・福島 特定建設工事共同企業体	1,798,931,160	11,919,960	1,810,851,120	平成28年9月21日～ 平成31年2月7日
[電気設備工事] 九電工・田中電業 特定建設工事共同企業体	276,737,040	2,144,880	278,881,920	平成28年9月21日～ 平成31年2月7日
[機械設備工事] 朝日・古賀 特定建設工事共同企業体	223,890,480	1,303,560	225,194,040	平成28年9月21日～ 平成31年2月7日
計	2,299,558,680	15,368,400	2,314,927,080	

(金額：円)

※京町小学校屋内運動場棟改築事業

[工種] 請負業者	契約金額(A)	変更増額(B)	変更請負契約 予定額(A) + (B)	契約工期
[建築工事] 大石・篠原・光安 特定建設工事共同企業体	694,224,000	7,732,800	701,956,800	平成29年9月21日～ 平成30年11月14日

#### 【参考】工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）

予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

※スライド変更額については、国土交通省並びに市の運用マニュアルにより算定。

ただし、以下の条件にあてはまる工事が対象。

▽平成30年3月8日より前に契約を締結した工事

▽残工期2カ月以上

▽残工事に対する変動前後の差額が1.0%超 の3点です。

【参考】 主な公共工事設計労務単価（福岡県、久留米市）

(対前年上昇率)

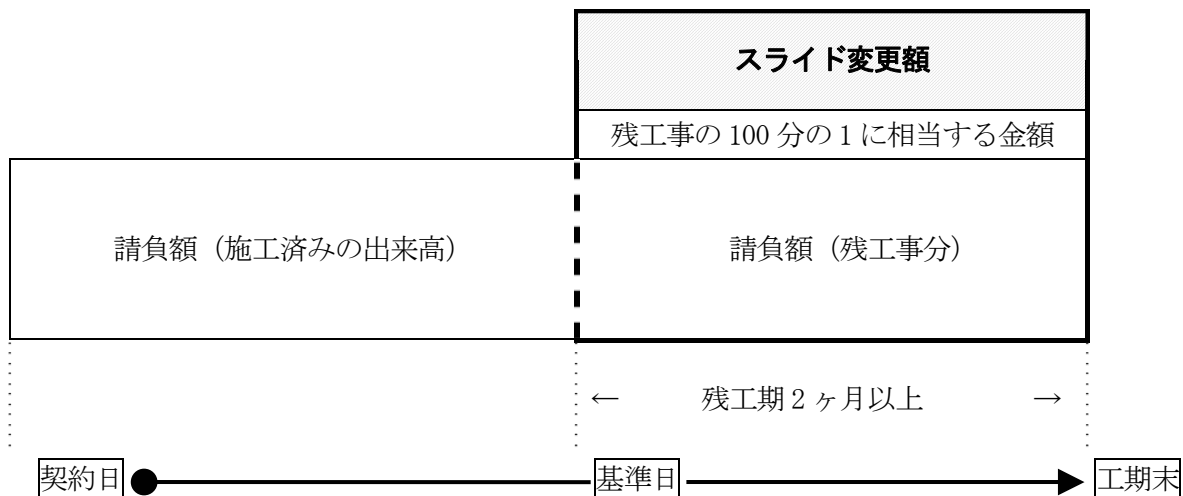
職種	平成28年2月	平成29年3月	平成30年3月
とび工	20,200円	21,000円 (+4.0%)	22,200円 (+5.7%)
普通作業員	17,300円	17,600円 (+1.7%)	18,100円 (+2.8%)
鉄筋工	19,500円	20,300円 (+4.1%)	21,500円 (+5.9%)
型枠工	19,500円	20,300円 (+4.1%)	21,500円 (+5.9%)
鉄骨工	17,600円	18,900円 (+7.4%)	20,000円 (+5.8%)
内装工	19,600円	20,400円 (+4.1%)	21,600円 (+5.9%)
電工	17,700円	18,400円 (+4.0%)	19,000円 (+3.3%)
配管工	16,600円	17,200円 (+3.6%)	17,900円 (+4.1%)
設備機械工	18,600円	19,700円 (+5.9%)	20,300円 (+3.0%)

【参考】 主な資材単価（福岡県、久留米市）

(対前年上昇率)

資材名	平成28年4月	平成29年4月	平成30年4月
鉄筋	48,000円/t	59,500円/t (+24%)	74,000円/t (+24%)
鉄骨	69,000円/t	76,000円/t (+10%)	86,000円/t (+13%)
型枠	1,475円/枚	1,360円/枚(-8%)	1,480円/枚(+9%)

【参考】 インフレスライドの概要



## ス ラ イ ド 調 書 (第 2 回)

工 事 名		篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事	
請負代金額 (当初)	1,663,000,000	(税抜き)	
	1,796,040,000	(税込み)	
請負代金額 (第1回変更契約後)	1,665,677,000	(税抜き)	
	1,798,931,160	(税込み)	
工 期	自 平成28年9月21日		
	至 平成31年2月7日		
基 準 日 (第1回インフレスライド)	平成29年4月4日		
基 準 日 (第2回インフレスライド)	平成30年4月10日		
① 出来高額	814,781,000	(税抜き)	
② 残工事額 (P1)	866,142,000	(税抜き)	
③ 変更残工事額 (P2)	885,841,000	(税抜き)	
④ 受注者負担スライド額 (第1回) (千円未満切り上げ)	15,246,000	(税抜き)	
⑤ 受注者負担スライド額 ( $\text{②} \times 1/100$ ) (千円未満切り上げ)	8,662,000	(税抜き)	
⑥ スライド額 (S)	11,037,000	(税抜き)	
変動後の請負代金額	1,676,714,000	(税抜き)	
( ① + ② - ④ + ⑥ )	1,810,851,120	(税込み)	

## ス ラ イ ド 調 書 (第 1 回)

工 事 名	篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事	
請負代金額	1,663,000,000	(税抜き)
	1,796,040,000	(税込み)
工 期	自 平成28年9月21日	
	至 平成31年2月7日	
基 準 日	平成29年4月4日	
① 出来高額	138,433,000	(税抜き)
② 残工事額 (P 1)	1,524,567,000	(税抜き)
③ 変更残工事額 (P 2)	1,542,490,000	(税抜き)
④ 受注者負担スライド額 ( ② × 1 / 100 ) (千円未満切り上げ)	15,246,000	(税抜き)
⑤ スライド額 (S)	2,677,000	(税抜き)
変動後の請負代金額 ( ① + ② + ⑤ )	1,665,677,000	(税抜き)
	1,798,931,160	(税込み)

## 第 5 1 号議案

篠山小学校校舎・屋内運動場改築電気設備工事請負契約の一部を変更する契約締結に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 8 月 3 1 日

教育長 大 津 秀 明

### 提案理由

篠山小学校校舎・屋内運動場改築電気設備工事請負契約の一部を変更する契約締結について、市長が市議会の議決を求めるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、市長から意見を求められたものである。

篠山小学校校舎・屋内運動場改築電気設備工事請負契約の一部  
を変更する契約締結に係る意見の申出について

篠山小学校校舎・屋内運動場改築電気設備工事請負契約の一部を変更する契約締結について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。



第 号議案

篠山小学校校舎・屋内運動場改築電気設備工事請負契約の一部  
を変更する契約締結について

上記の議案を提出する。

平成30年 月 日

久留米市長 大 久 保 勉

提案理由

篠山小学校校舎・屋内運動場改築電気設備工事執行に当たり、契約金額を変更する必要性が生じたため、平成28年9月20日に議決した「篠山小学校校舎・屋内運動場改築電気設備工事請負契約」（平成29年12月18日に議決を受けて変更したものをいう。）の一部を変更する契約を締結しようとするものである。

篠山小学校校舎・屋内運動場改築電気設備工事請負契約の一部  
を変更する契約締結について

平成28年9月20日に議決した「篠山小学校校舎・屋内運動場改築電気設備工事請負契約」（平成29年12月18日に議決を受けて変更したものをいう。）の一部を次のとおり変更する契約を締結する。

契約金額「2億7,673万7,040円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,049万9,040円）」を「2億7,888万1,920円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,065万7,920円）」に変更する。

## ス ラ イ ド 調 書 (第 2 回)

工 事 名	篠山小学校校舎・屋内運動場改築電気設備工事	
請負代金額 (当初)	253,000,000	(税抜き)
	273,240,000	(税込み)
請負代金額 (第1回変更契約後)	256,238,000	(税抜き)
	276,737,040	(税込み)
工 期	自 平成28年9月21日	
	至 平成31年2月7日	
基 準 日 (第1回インフレスライド)	平成29年5月15日	
基 準 日 (第2回インフレスライド)	平成30年4月10日	
① 出来高額	148,977,000	(税抜き)
② 残工事額 (P1)	109,742,000	(税抜き)
③ 変更残工事額 (P2)	112,826,000	(税抜き)
④ 受注者負担スライド額 (第1回) (千円未満切り上げ)	2,481,000	(税抜き)
⑤ ( ② × 1 / 100 ) 受注者負担スライド額 (千円未満切り上げ)	1,098,000	(税抜き)
⑥ スライド額 (S)	1,986,000	(税抜き)
変動後の請負代金額 ( ① + ② - ④ + ⑥ )	258,224,000	(税抜き)
	278,881,920	(税込み)

## ス ラ イ ド 調 書 (第 1 回)

工 事 名	篠山小学校校舎・屋内運動場改築電気設備工事	
請負代金額	253,000,000	(税抜き)
	273,240,000	(税込み)
工 期	自 平成28年9月21日	
	至 平成31年2月7日	
基 準 日	平成29年5月15日	
① 出来高額	4,989,000	(税抜き)
② 残工事額 (P 1)	248,011,000	(税抜き)
③ 変更残工事額 (P 2)	253,730,000	(税抜き)
④ 受注者負担スライド額 ( ② × 1 / 1.00 ) (千円未満切り上げ)	2,481,000	(税抜き)
⑤ スライド額 (S)	3,238,000	(税抜き)
変動後の請負代金額 ( ① + ② + ⑤ )	256,238,000	(税抜き)
	276,737,040	(税込み)

## 第 5 2 号議案

篠山小学校校舎・屋内運動場改築機械設備工事請負契約の一部を変更する契約締結に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 8 月 3 1 日

教育長 大 津 秀 明

### 提案理由

篠山小学校校舎・屋内運動場改築機械設備工事請負契約の一部を変更する契約締結について、市長が市議会の議決を求めるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、市長から意見を求められたものである。

篠山小学校校舎・屋内運動場改築機械設備工事請負契約の一部を変更する契約締結に係る意見の申出について

篠山小学校校舎・屋内運動場改築機械設備工事請負契約の一部を変更する契約締結について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

篠山小学校校舎・屋内運動場改築機械設備工事請負契約の一部  
を変更する契約締結について

上記の議案を提出する。

平成30年 月 日

久留米市長 大 久 保 勉

提案理由

篠山小学校校舎・屋内運動場改築機械設備工事執行に当たり、契約金額を変更する必要性が生じたため、平成28年9月20日に議決した「篠山小学校校舎・屋内運動場改築機械設備工事請負契約」（平成29年12月18日に議決を受けて変更したものをいう。）の一部を変更する契約を締結しようとするものである。

篠山小学校校舎・屋内運動場改築機械設備工事請負契約の一部  
を変更する契約締結について

平成28年9月20日に議決した「篠山小学校校舎・屋内運動場改築機械設備工事請負契約」（平成29年12月18日に議決を受けて変更したものをいう。）の一部を次のとおり変更する契約を締結する。

契約金額「2億2,389万480円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,658万4,480円）」を「2億2,519万4,040円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,668万1,040円）」に変更する。



## ス ラ イ ド 調 書 (第 2 回)

工 事 名	篠山小学校校舎・屋内運動場改築機械設備工事	
請負代金額 (当初)	204,950,000	(税抜き)
	221,346,000	(税込み)
請負代金額 (第1回変更契約後)	207,306,000	(税抜き)
	223,890,480	(税込み)
工 期	自 平成28年9月21日	
	至 平成31年2月7日	
基 準 日 (第1回インフレスライド)	平成29年5月15日	
基 準 日 (第2回インフレスライド)	平成30年4月10日	
① 出来高額	61,388,000	(税抜き)
② 残工事額 (P1)	145,918,000	(税抜き)
③ 変更残工事額 (P2)	148,585,000	(税抜き)
④ 受注者負担スライド額 ( ② × 1 / 100 ) (千円未満切り上げ)	1,460,000	(税抜き)
⑤ スライド額 (S)	1,207,000	(税抜き)
変動後の請負代金額 ( ① + ② + ⑤ )	208,513,000	(税抜き)
	225,194,040	(税込み)

## ス ラ イ ド 調 書 (第 1 回)

工 事 名		篠山小学校校舎・屋内運動場改築機械設備工事	
請負代金額		204,950,000	(税抜き)
		221,346,000	(税込み)
工 期	自	平成28年9月21日	
	至	平成31年2月7日	
基 準 日		平成29年5月15日	
①	出来高額	4,609,000	(税抜き)
②	残工事額 (P 1)	200,341,000	(税抜き)
③	変更残工事額 (P 2)	204,701,000	(税抜き)
④	受注者負担スライド額 ( ② × 1 / 100 ) (千円未満切り上げ)	2,004,000	(税抜き)
⑤	スライド額 (S)	2,356,000	(税抜き)
	変動後の請負代金額	207,306,000	(税抜き)
	( ① + ② + ⑤ )	223,890,480	(税込み)

## 第 5 3 号議案

京町小学校屋内運動場棟改築工事請負契約の一部を変更する  
契約締結に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 8 月 3 1 日

教育長 大 津 秀 明

### 提案理由

京町小学校屋内運動場棟改築工事請負契約の一部を変更する契約締結について、市長が市議会の議決を求めるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、市長から意見を求められたものである。

京町小学校屋内運動場棟改築工事請負契約の一部を変更する  
契約締結に係る意見の申出について

京町小学校屋内運動場棟改築工事請負契約の一部を変更する契約締結について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

京町小学校屋内運動場棟改築工事請負契約の一部を変更する  
契約締結について

上記の議案を提出する。

平成30年 月 日

久留米市長 大 久 保 勉

提案理由

京町小学校屋内運動場棟改築工事執行に当たり、契約金額を変更する  
必要が生じたため、平成29年9月20日に議決した「京町小学校屋内  
運動場棟改築工事請負契約」の一部を変更する契約を締結しようとする  
ものである。

京町小学校屋内運動場棟改築工事請負契約の一部を変更する  
契約締結について

平成29年9月20日に議決した「京町小学校屋内運動場棟改築工事請負契約」の一部を次のとおり変更する契約を締結する。

契約金額「6億9,422万4,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額5,142万4,000円）」を「7億195万6,800円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額5,199万6,800円）」に変更する。

# ス ラ イ ド 調 書

主 事 名		京町小学校屋内運動場棟改築工事	
請負代金額		642,800,000	(税抜き)
		694,224,000	(税込み)
工 期	自	平成29年9月21日	
	至	平成30年11月14日	
基 準 日		平成30年4月3日	
①	出来高額	180,450,000	(税抜き)
②	残工事額 (P1)	462,350,000	(税抜き)
③	変更残工事額 (P2)	474,134,000	(税抜き)
④	受注者負担スライド額 ( ② × 1 / 100 ) (千円未満切り上げ)	4,624,000	(税抜き)
⑤	スライド額 (S)	7,160,000	(税抜き)
変動後の請負代金額 ( ① + ② + ⑤ )		649,960,000	(税抜き)
		701,956,800	(税込み)

## 第 5 4 号議案

久留米市野球場スコアボード設備改修工事請負契約締結に関する議案に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 8 月 3 1 日

教育長 大 津 秀 明

### 提案理由

久留米市野球場スコアボード設備改修工事請負契約締結に関する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。



久留米市野球場スコアボード設備改修工事請負契約締結に関する議案に係る意見の申出について

久留米市野球場スコアボード設備改修工事請負契約締結に関する議案について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米市野球場スコアボード設備改修工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

平成30年 月 日

久留米市長 大 久 保 勉

提案理由

久留米市野球場スコアボード設備改修工事施行のため、条件付一般競争入札（総合評価方式）により工事請負人を定めたので、その者と契約を締結しようとするものである。

久留米市野球場スコアボード設備改修工事請負契約締結について

久留米市野球場スコアボード設備改修工事について、次のとおり契約を締結する。

1 工事の場所

久留米市合川町

2 工事の概要

電気設備工 一式

3 工期 契約締結の日の翌日から起算して165日間

4 契約金額

1億8,900万円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,400万円)

5 契約の相手方

久留米市本町13番地の4

西日本電気工事・大東電気工事特定建設工事共同企業体

代表者 久留米市本町13番地の4

西日本電気工事株式会社

代表取締役 山口 成一

構成員 久留米市津福本町1656番地5

大東電気工事株式会社

代表取締役 家永 雅文

## 久留米市野球場スコアボード設備改修工事請負契約に関する議案について

### 1 趣旨

老朽化により不具合が生じている久留米市野球場のスコアボードを全面的に改修するにあたり、工事請負契約に関する議案を提出するもの。

### 2 施設概要

- (1) 施設名 久留米市野球場
- (2) 場所 久留米市合川町（久留米総合スポーツセンター内）
- (3) 建築年 昭和50年2月  
※スコアボードは平成10年設置
- (4) 規模 両翼98m、センター122m、スコアボード、照明4基  
観客席9,000人

### 3 契約概要

#### (1) 工事の概要

久留米市野球場のスコアボードの表示部分を全面的に改修する。改修後は、開会式の様子などの動画を、スコアボード全面に流すことが可能となる。

なお、外枠及び基礎等は既設を流用する。

#### (2) 工期

契約締結の日の翌日から起算して165日間

#### (3) 契約金額

1億8,900万円

#### (4) 契約の相手方

西日本電気工事・大東電気工事特定建設工事共同企業体

代表者 久留米市本町13番地の4

西日本電気工事株式会社

代表取締役 山口 成一

構成員 久留米市津福本町1656番地5

大東電気工事株式会社

代表取締役 家永 雅文

## 第 5 5 号 議 案

平成 3 1 年度の久留米市立小学校における小規模特認校制度について

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 8 月 3 1 日

教育長 大 津 秀 明

### 提案理由

平成 3 1 年度の久留米市立小学校における小規模特認校制度について、「久留米市立小学校における小規模特認校制度の運用について（平成 2 7 年 8 月 2 0 日教育委員会議決）」に基づき、教育委員会の議決を求めるものである。

平成31年度の久留米市立小学校における小規模特認校制度について

- 1 久留米市立小学校における小規模特認校制度の運用について（平成27年8月20日教育委員会定例会議決。以下「特認校制度の運用規定」という。）の「2 制度導入・児童募集の考え方（1）制度の導入対象」に該当する学校は無いため、新たな学校へ制度を導入しない。
  
- 2 既に制度を導入した小規模特認校における、平成31年度入学・転入学児童募集については、次のとおりとする。
  - (1) 大橋小学校及び柴刈小学校  
特認校制度の運用規定「2 制度導入・児童募集の考え方（2）募集をしない場合のア」に該当するため、平成31年度入学・転入学児童の募集は行わない。
  
  - (2) 下田小学校及び浮島小学校  
特認校制度の運用規定「2 制度導入・児童募集の考え方（2）募集をしない場合のイ」に該当するため、平成31年度入学・転入学児童の募集は行わない。
  
- 3 留意事項  
平成32年度以降の児童募集については、児童数推計等を十分に踏まえて協議を行い、対応を決定するものとする。

## 平成 29～36 年度の児童数推計

大橋小学校 児童数推計

(人)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
29年度	12	16	5	12	7	10	62
30年度	12	12	15	5	13	7	64
31年度	16	12	12	16	5	13	74
32年度	12	16	12	13	16	5	74
33年度	10	12	16	13	13	16	80
34年度	11	10	12	17	13	13	76
35年度	7	11	10	13	17	13	71
36年度	6	7	11	11	13	17	65

柴刈小学校 児童数推計

(人)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
29年度	10	11	11	17	10	15	74
30年度	12	10	10	11	17	10	70
31年度	10	12	10	10	11	17	70
32年度	12	10	12	10	10	11	65
33年度	9	12	10	12	10	10	63
34年度	9	9	12	10	12	10	62
35年度	6	9	9	12	10	12	58
36年度	9	6	9	9	12	10	55

下田小学校 児童数推計

(人)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
29年度	7	4	7	9	5	5	37
30年度	6	7	4	7	9	5	38
31年度	3	6	7	4	7	8	35
32年度	2	3	6	7	4	6	28
33年度	6	2	3	6	7	4	28
34年度	2	6	2	3	6	6	25
35年度	6	2	6	2	3	5	24
36年度	5	6	2	6	2	3	24

浮島小学校 児童数推計

(人)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
29年度	6	3	10	5	5	6	35
30年度	1	7	2	9	6	3	28
31年度	3	1	7	2	11	5	29
32年度	1	3	1	7	3	11	26
33年度	5	1	3	1	9	3	22
34年度	0	6	1	3	1	8	19
35年度	6	0	6	1	4	1	18
36年度	1	7	0	6	1	4	19

※平成 30 年 5 月 1 日現在児童数及び年齢別人口数を基に算出。特別支援学級在籍児童数を除く

※網掛け部分は複式学級

※複式学級の編成基準：隣り合う 2 つの学年の児童数合計が 16 人以下（1 年生を含む場合は 8 人以下）

## ○久留米市立小学校における小規模特認校制度の運用について

平成 27 年 8 月 20 日

久留米市教育委員会議決

## 1 制度活用の基本的な考え方

- (1) 小規模特認校制度については、その評価において、制度上の限界や課題が明らかとなったものの、一定の条件下では複式学級編制を回避できた成果等を、今後の運用等に活かすことは可能であると考え。このようなことから、今後については、慎重な検討の下に一定の成果が期待できる学校を適切に選定して制度を導入することで、学校小規模化の対応の一方策として活用を図る。
- (2) 適切な制度運用のために、制度導入・児童募集の考え方を定めるとともに、考え方に適合する学校であっても、必要性や適時性等を十分に議論し、教育委員会での議決により対応を決定する。

## 2 制度導入・児童募集の考え方

- (1) 基本として、次のアからウまでの全ての条件を満たす学校を、小規模特認校制度の導入対象とする。
  - ア 推計により複式学級の編制が見込まれるが、その拡大には至らないこと。
  - イ 複式学級編制の回避等のために必要な児童数が確保できる見込みがあること。
  - ウ 制度実施により、学校における転入学児童数の占める割合が著しく増大し、家庭や地域との連携等に大きな影響を及ぼす懸念がないこと。
- (2) 制度の導入後、次のいずれかに該当する場合は、原則として児童募集を行わない。
  - ア 複式学級編制を回避・解消し、推計においても複式学級編制の見込みが無いとき。
  - イ 複式学級編制の回避・解消が非常に困難であると認められるとき。



## 第 5 6 号議案

訴えの提起の専決処分に係る意見の申出の臨時代理について

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 8 月 3 1 日

教育長 大 津 秀 明

### 提案理由

久留米市を被告とする損害賠償請求事件に係る訴えの提起の専決処分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、市長から意見を求められたものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである。

訴えの提起の専決処分に係る意見の申出の臨時代理について

久留米市を被告とする損害賠償請求事件に係る訴えの提起の専決処分について、別紙のとおり教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求める。

訴えの提起の専決処分に係る意見の申出について

久留米市を被告とする損害賠償請求事件に係る訴えの提起の専決処分について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

## 第 号議案

訴えの提起の専決処分について

上記の議案を提出する。

平成30年 月 日

久留米市長 大久保 勉

### 提案理由

損害賠償請求事件（福岡地方裁判所久留米支部平成26年（ ）第号）について、平成30年8月10日に言い渡された判決に不服であり控訴の提起をする必要が生じたが、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分したので報告し、承認を求めるものである。

## 訴えの提起の専決処分について

訴えの提起について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めらる。

専決第 1 4 号

訴えの提起の専決処分書

訴えの提起について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成 3 0 年 8 月 2 7 日

久留米市長 大 久 保 勉

## 訴えの提起について

### 1 当事者

控訴人 久留米市  
代表者 市長 大久保 勉

被控訴人

同特別代理人

### 2 事件名

損害賠償請求控訴事件

### 3 事件の内容

被控訴人（以下「原告」）並びに被控訴人の母（以下「原告母」という。）及び被控訴人の兄（以下「原告兄」という。）を原告ら、控訴人を被告とする下記の損害賠償請求事件（福岡地方裁判所久留米支部平成26年（ ）第 号）の判決に不服であるため控訴するもの。

#### (1) 原告らの請求の要旨

ア 原告 の主位的請求並びに原告母及び原告兄の請求の要旨  
平成24年9月26日12時20分頃、久留米市立久留米特別支援学校での給食介助中に原告 が給食を誤嚥し、窒息し、その後心肺停止状態を持続させたため、低酸素脳症に由来する重篤な脳障害を負ったのは、被告が①給食介助時の安全配慮義務、②誤嚥窒息時の救護義務及び③医療的ケアの必要性等に関する説明義務の各義務に違反したためであるので、被告は、原告 に対し金1億4878万7627円、原告母に対し金300万円、原告兄に対し金150万円の支払等を求める。

イ 原告 の予備的請求の要旨

仮に、主位的請求における義務違反と原告 の重篤な後遺

障害との間の因果関係が認められないとしても、①給食介助時の安全配慮義務及び②誤嚥窒息時の救護義務違反により原告が重篤な脳障害を後遺しなかった相当程度の可能性が侵害されたこと、また、③医療的ケアの必要性等に関する説明義務違反により原告母において医療的ケアの申請の要否について熟慮する機会を喪失し、自己決定権を侵害されたことにより、相当額の慰謝料の支払等を求める。

(2) 被告の主張の要旨

原告らは、被告が①給食介助時の安全配慮義務、②誤嚥窒息時の救護義務及び③医療的ケアの必要性等に関する説明義務の各義務に違反したと主張するが、①給食介助時の安全配慮義務については、被告は、原告母からの教示に基づく適切な内容、方法により給食介助を行っており、義務違反が認められるものではないし、看護師において医療的ケアの実施や給食を中止の判断をすべき等の義務を負うものではない。②誤嚥窒息時の救護義務については、本件事故の発生時刻は12時30分頃であり、本件事故発生時に担当教諭は可及的速やかに応援を要請しており、義務違反が認められるものではない。③医療的ケアの必要性等に関する説明義務については、原告は医療的ケアの申請をしておらず、久留米市立久留米特別支援学校の指導医等において、原告の嚥下障害についての指導・助言をする立場になること、原告母は吸引を希望しないと述べていたこと、被告は原告が中学1年、中学2年の1学期及び平成24年4月の時点において医療的ケアの申請を原告母に勧めたが、原告母が申請を行わなかったのであること等に照らすと、原告らが主張するような説明義務を負うものではない。

(3) 判決

ア 主文

(ア) 原告の主位的請求を棄却する。

(イ) 被告は、原告に対し、500万円及びこれに対する



平成24年9月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(ウ) 原告 〃 のその余の予備的請求並びに原告母及び原告兄の請求をいずれも棄却する。

(エ) 訴訟費用は、原告らに生じた費用の全部と被告に生じた費用の30分の29を原告らの負担とし、被告に生じたその余の費用を被告の負担とする。

(オ) この判決は、(イ)に限り、仮に執行することができる。ただし、被告が500万円の担保を供するときは、その仮執行を免れることができる。

#### イ 理由

①給食介助時の安全配慮義務については、看護師において医療的ケアの実施や給食を中止の判断をすべき等の義務を負うと解することはできず、担当教諭の給食介助についても注意義務違反は認められない。②誤嚥窒息時の救護義務については、本件事故発生時刻は12時30分の数分前と認めるのが相当であることから、担当教諭は直ちに他の教諭に緊急放送を依頼しなかったのであり、これは、直ちに応援を要請する義務に違反したものである。③医療的ケアの必要性等に関する説明義務については、被告は、生徒の給食時の誤嚥窒息等の危険性の有無等や医療的ケアの必要性に関わる情報を、然るべき担当者において保護者に説明する義務を負うと解すべきものであるところ、平成23年11月にSTや指導医から原告 〃 に対する医療的ケアの必要性の助言を受け、また、医療的ケア推進委員会においても、これらの専門家からの助言について原告母に伝える必要があることを確認しているにもかかわらず、平成24年4月まで原告母に説明がなかったことについて説明義務違反が認められる。これらの義務違反と原告の重篤な後遺障害との間の因果関係は認められないが、②誤嚥窒息時の救護義務違反により原告 〃 が重篤な脳障害を後遺しなかった相当程度の可能性が侵害されたというべきであり、また、③医療的ケ

アの必要性等に関する説明義務違反により原告母において医療的ケアの申請の要否について熟慮する機会を喪失し、自己決定権を侵害されたといえ、これら義務違反により原告の被った精神的苦痛は極めて大きいというべきであり、その額は、合計500万円はくだらないと認めるべきである。

#### (4) 控訴の理由

前記判決は、被告の主張を一部認めておらず、被告には前記主張のとおり義務違反等はないのであるから、本判決は不服である。

#### 4 控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す
  - (2) 上記の部分につき、被控訴人の請求を棄却する
  - (3) 訴訟費用は1審、2審とも被控訴人の負担とする
- との判決を求める。

#### 5 事件に対する取扱い及び方針

- (1) 判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。
- (2) 訴訟代理人として弁護士を選任する。
- (3) 指定代理人を久留米市職員の中から指定する。
- (4) 必要があるときは、相当と認める条件で和解を行うものとする。

教育委員会後援事業等に関する報告

H30.7.13からH30.8.16 受付分まで  
※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	平成30年9月29日(土) 13:00～17:00	不登校・引きこもり個別教育相談会	ふくおかフリースクール フレンドシップ協議会	久留米市えーるピア 久留米	後援	学校教育課
2	平成30年10月26日(金) 13:00～16:50	筑後地区小学校国語教育 研究大会	久留米市小学校国語教 育研究会	久留米市立日吉小学 校	後援	学校教育課
3	平成30年12月15日(土) 9:00～17:00	第12回 五色百人一首 筑 後地区大会	TOSS独歩	大牟田文化会館 1 階和室	後援	学校教育課
4	平成31年3月2日(土) ～3月3日(日) 9:00～17:00	華道家元池坊 浮羽支部 花展	華道家元池坊 浮羽支 部	田主丸校区コミュニ ティセンター	後援	田主丸文化 スポーツ課
5	平成30年9月22日(土) ～11月4日(日) 10:00～17:00 (入館は16:30まで) 月曜日は休館	長谷川利行展	久留米市美術館	久留米市美術館 本 館2階	後援	生涯学習推 進課
6	平成30年9月29日(土) 11:00～15:00	車椅子レクダンス全国大会 プレ大会	特定非営利活動法人 日本車椅子レクダンス協 会	久留米アリーナ	後援★	生涯学習推 進課
7	平成30年11月3日(土・ 祝) 13:00～16:30 平成30年11月4日(日) 13:00～16:30	親子であそぶ人形劇がっこ う2018	特定非営利活動法人舞 台アート工房・劇列車	石橋文化センター共 同ホール研修室	後援	生涯学習推 進課
8	平成30年11月4日(日) 14:00～16:00	田村徹作曲作品演奏会	田村徹作曲作品演奏会 実行委員会	石橋文化ホール	後援★	生涯学習推 進課
9	平成30年11月4日(日) 13:30～16:00	久留米夢弦(クラシックギ ター)第3回定期演奏会	久留米夢弦	えーるピア久留米 視聴覚ホール	後援★	生涯学習推 進課
10	平成30年11月20日(火) 10:00～17:00	第69回西部示現会展	一般社団法人示現会久 留米支部	久留米市美術館 1 階 展示室	後援	生涯学習推 進課
11	平成30年11月25日(日) 13:30～16:00	TRIO FOREST～CD発売 記念コンサート～	演奏団体Forest	久留米医師会館ホー ル	後援	生涯学習推 進課
12	平成30年12月1日(土) 18:00～20:30	第9回久留米ジャズイン	久留米ジャズフェスタ実 行委員会	久留米シティプラザC ボックス	後援	生涯学習推 進課
13	平成30年12月2日(日) 9:30～16:50	第25回賢順記念全国箏曲 祭	賢順記念全国箏曲祭振 興会	石橋文化センター共 同ホール	後援	生涯学習推 進課
14	平成30年12月9日(日) 14:00～17:00	寺田健一郎ギターリサイ タル2018	寺田健一郎ギターリサイ タル実行委員会	鳥栖市民会館	後援	生涯学習推 進課

## 平成31年度久留米市立中学校選択制実施要項

久留米市の通学区域は、過去からの合併や学校の新設など、地域の歴史的経過の中で形づくられているため、(1) 近くに中学校があっても遠くの指定校へ行かざるを得ない地域や、(2) 一つの小学校から複数の中学校へ分かれる学校が存在している。

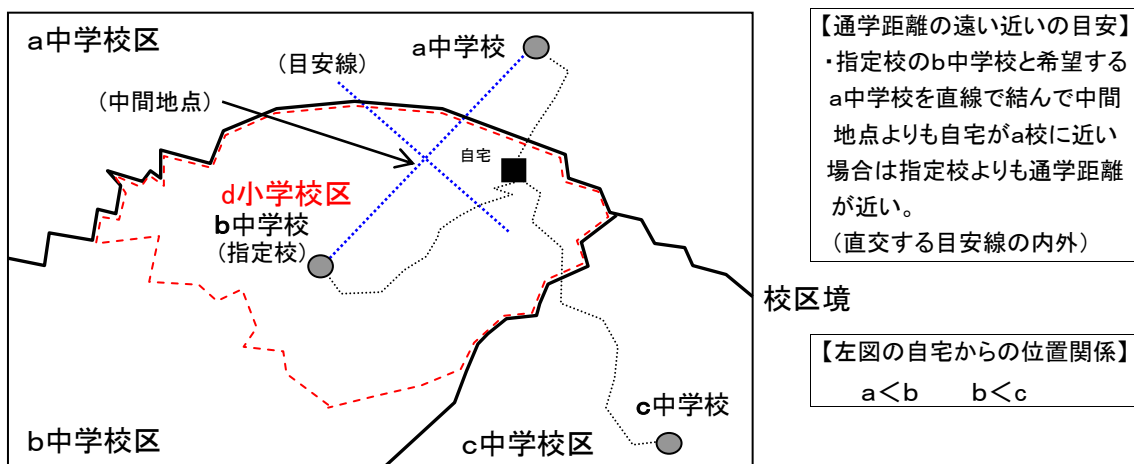
久留米市が抱えるこのような課題を解消することを目的とし、久留米市立中学校選択制を平成18年度から実施してきたところである。

平成21年度から、距離の要件を加えるなど、上記(1)、(2)の課題解消により焦点を絞った見直しを行った。平成30年度の久留米市立中学校選択制についても、昨年度と同制度で、下記のとおり実施する。

1 対象 久留米市に居住し、平成31年4月に久留米市立中学校に入学する新1年生で、現行の通学区域(久留米市立小中学校の通学区域に関する規則第2条第2項に規定する通学区域)以外の学校を希望する者とする。

2 選択できる学校 下記の「A」又は「B」の2つの場合とする。

◆「A」の場合 別表1の小学校区に隣接する中学校に該当し、かつ、住所地の指定中学校よりも通学距離が近い中学校がある場合で、その通学距離が近い中学校への進学を希望する場合。この場合は、小学校区が他の中学校区に隣接していて、かつ、隣接する中学校が住所地の指定校よりも近い場合に選択できるものとする。ただし、隣接する中学校が山境などの場合は、安全性のうえから対象外とする。



例: 住所地の指定中学校はb中学校 小学校区に隣接する中学校(別表1)にa, b, cの中学校がある場合  
b中学校よりも通学距離が近い a中学校 は選択できるが、  
b中学校よりも通学距離が遠い c中学校 は選択できない。

◆「B」の場合 別表2のとおりとする。この場合は、ひとつの小学校から複数の中学校に分かれる小学校のうち、指定中学校に進学する児童数が著しく少数である地域の児童が、最も多くの児童が進学する中学校へ進学を希望する場合となる。

3 受入人数 別表3のとおりとする。

4 公開抽選 受入人数を超える場合は、公開抽選を実施する。

5 申請期間等 申請期間 : 平成30年10月24日(水)~11月9日(金)  
受付状況公表: 平成30年11月16日(金)  
変更申請期間: 平成30年11月26日(月)~11月30日(金)

6 申請先 教育委員会学校教育課及び各教育事務所

## 平成30年度 全国学力・学習状況調査の結果について

### 1 調査概要

小学校6年と中学校3年を対象として、平成30年4月17日に国語・算数（数学）・理科で実施。なお、理科は3年に1回（前は27年度）行われている。

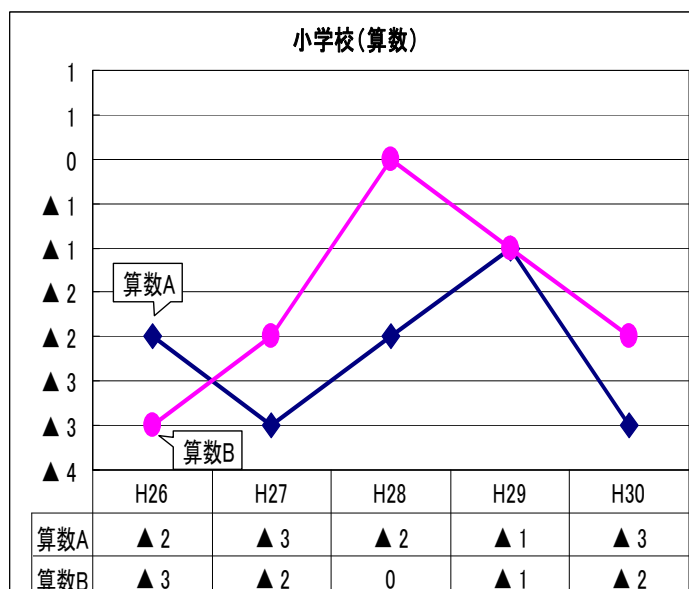
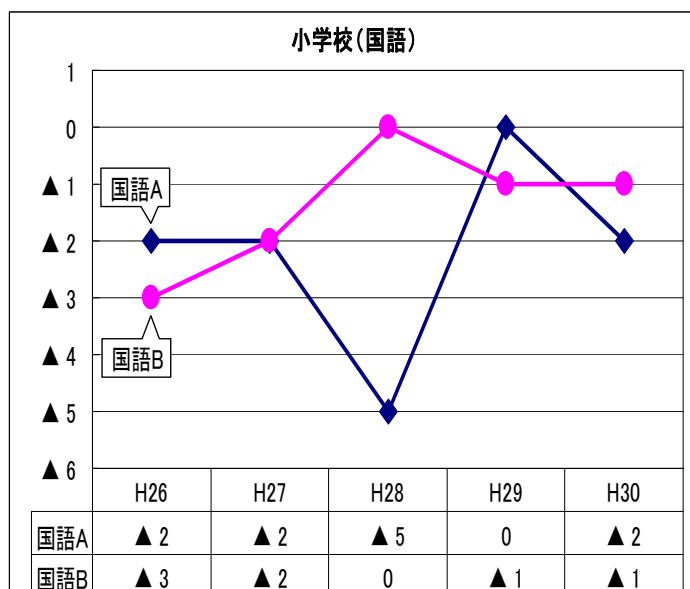
### 2 調査の結果

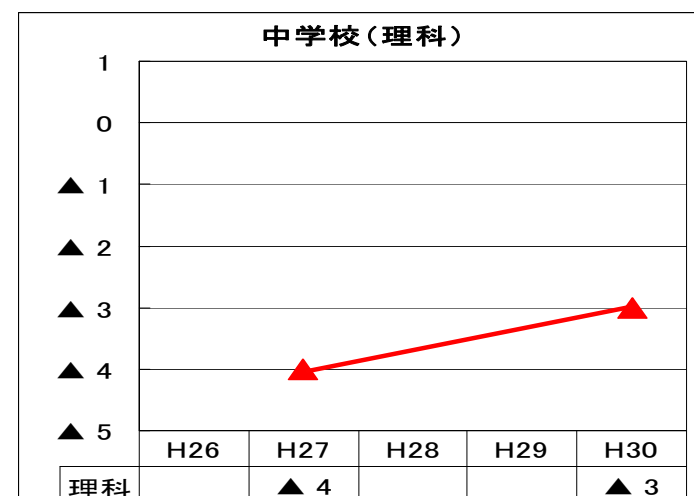
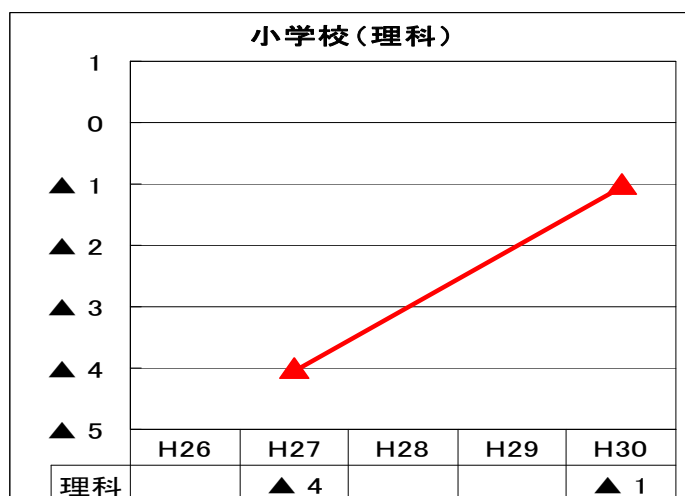
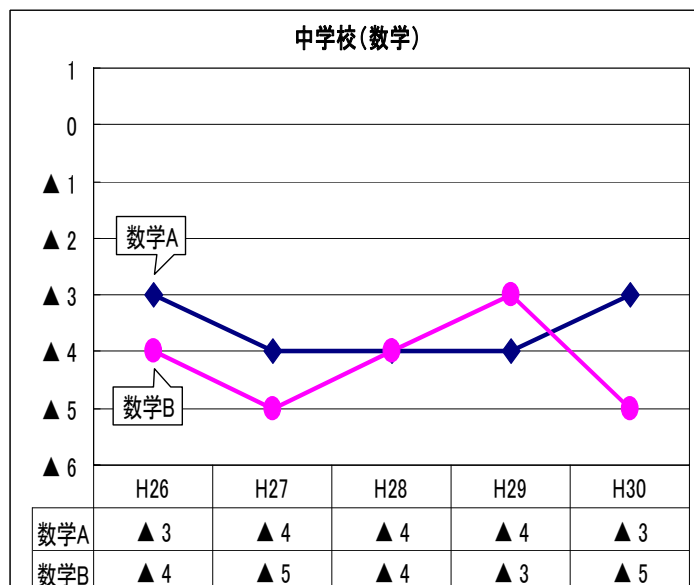
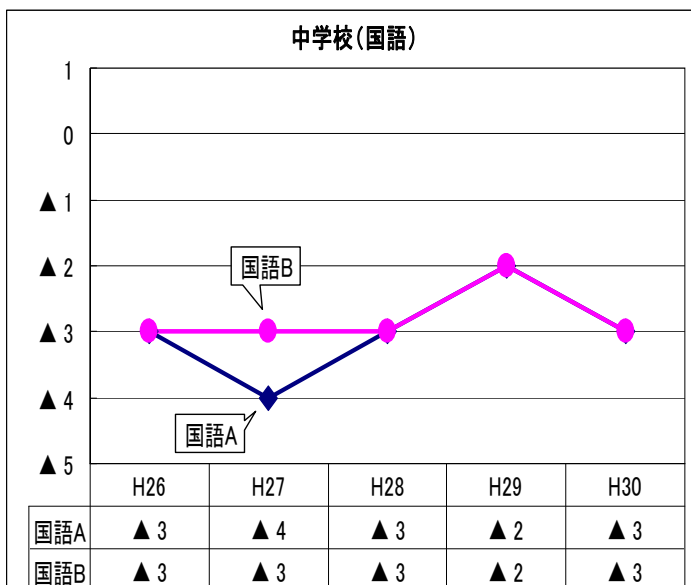
	対象	小学校6年					中学校3年				
	区分	国語A	国語B	算数A	算数B	理科	国語A	国語B	数学A	数学B	理科
	出題数	12	8	14	10	16	32	9	36	14	27
平均正答率(%)	全国	71	55	64	52	60	76	61	66	47	66
	福岡県	71	55	63	51	61	75	61	65	46	65
	久留米市	69	54	61	50	59	73	58	63	42	63
	全国と市の差	▲2	▲1	▲3	▲2	▲1	▲3	▲3	▲3	▲5	▲3
平均正答数(問)	全国	8.5	4.4	8.9	5.1	9.6	24.3	5.5	23.8	6.6	17.9
	福岡県	8.6	4.4	8.9	5.1	9.8	24.1	5.5	23.3	6.4	17.7
	久留米市	8.3	4.3	8.6	5.0	9.5	23.4	5.3	22.6	5.9	16.9
	全国と市の差	▲0.2	▲0.1	▲0.3	▲0.1	▲0.1	▲0.9	▲0.2	▲1.2	▲0.7	▲1.0

- 1 国語と算数（数学）のうち、Aは知識、Bは知識の活用に関する問題
- 2 平均正答率は、全問題数に占める正答率の割合。県と市の結果は、文部科学省より整数で提供されるため、全国も整数で記載している。

### 3 経年推移

全国と久留米市の平均正答率の差の推移は、次のとおりである。





## 4 正答数別の児童生徒の分布割合 (%)

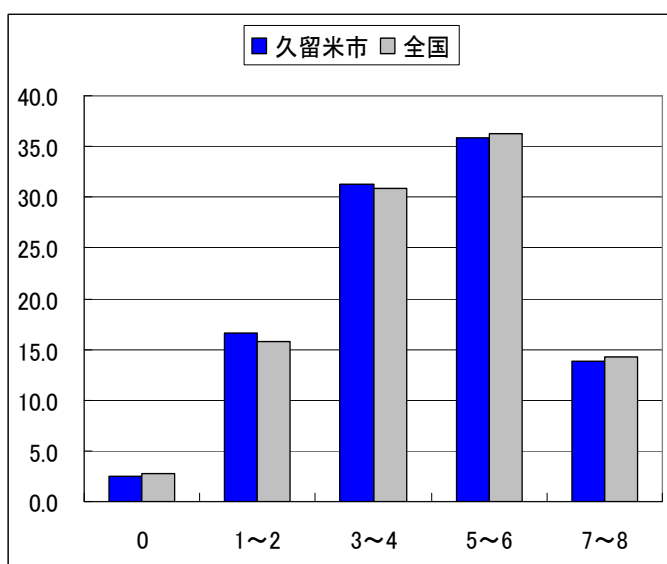
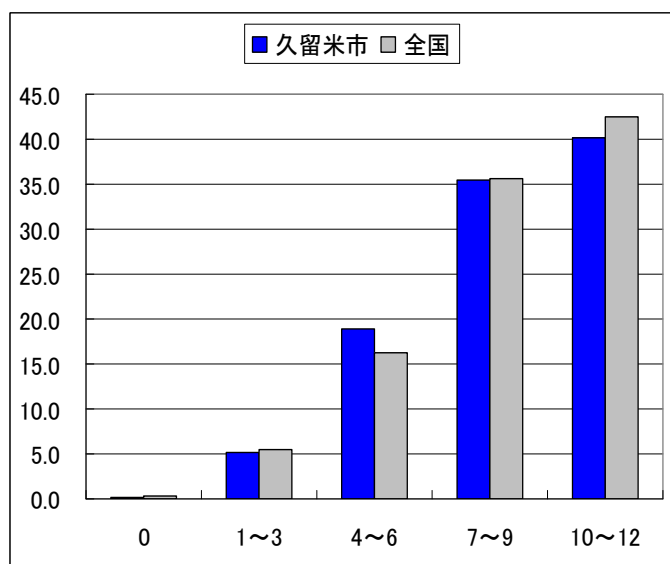
### (1) 小学校

国語A (12問)

正答数	0	1~3	4~6	7~9	10~12
久留米市	0.2	5.2	18.9	35.4	40.1
全国	0.3	5.5	16.2	35.6	42.5

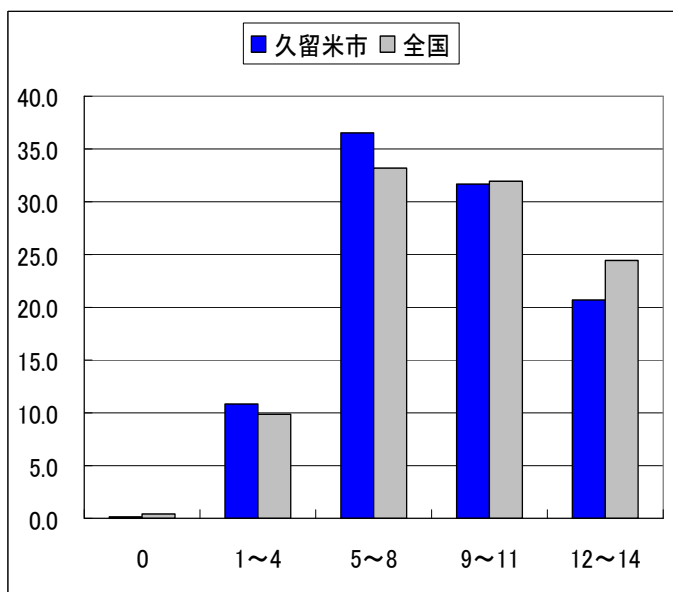
国語B (8問)

正答数	0	1~2	3~4	5~6	7~8
久留米市	2.5	16.6	31.3	35.8	13.9
全国	2.8	15.8	30.8	36.3	14.2



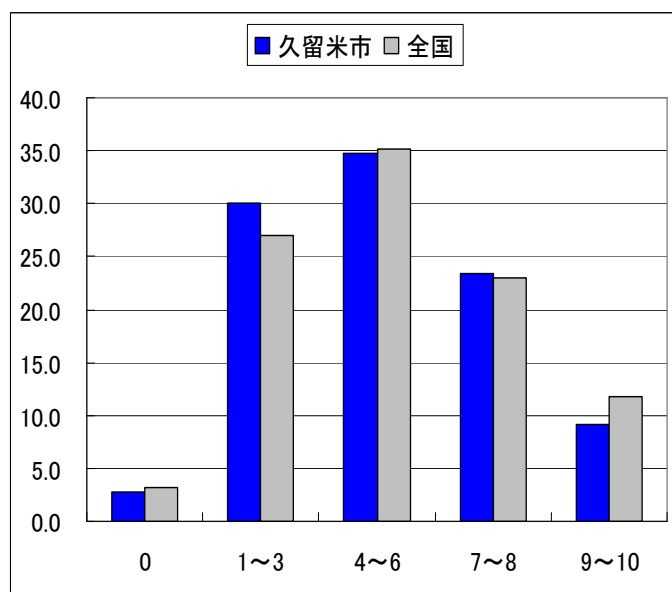
算数A (14問)

正答数	0	1~4	5~8	9~11	12~14
久留米市	0.2	10.9	36.5	31.7	20.7
全国	0.4	9.9	33.2	32.0	24.5



算数B (10問)

正答数	0	1~3	4~6	7~8	9~10
久留米市	2.7	30.1	34.7	23.4	9.1
全国	3.2	27.0	35.2	23.0	11.7

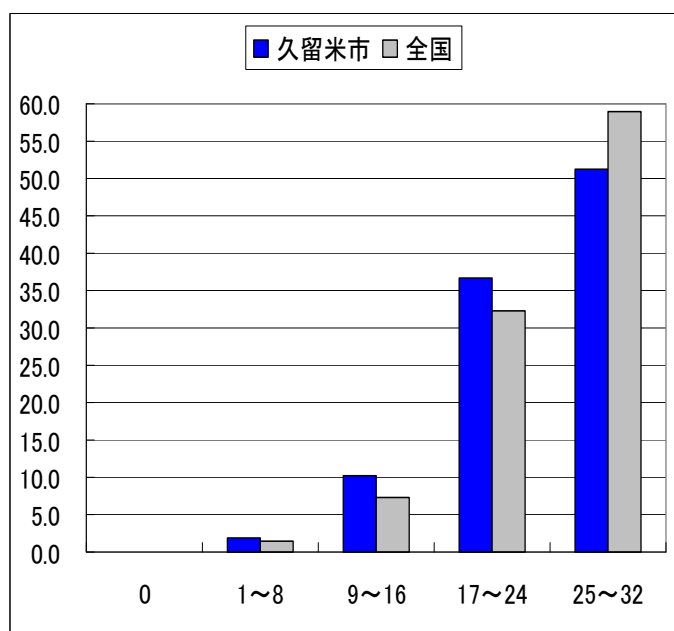


○ 小学校は、国語、算数とも無正答の割合は全国より少なく、国語A以外は山形状の分布となっている。中位層・低位層の割合は、全国よりほぼ多くなっている。

## (2) 中学校

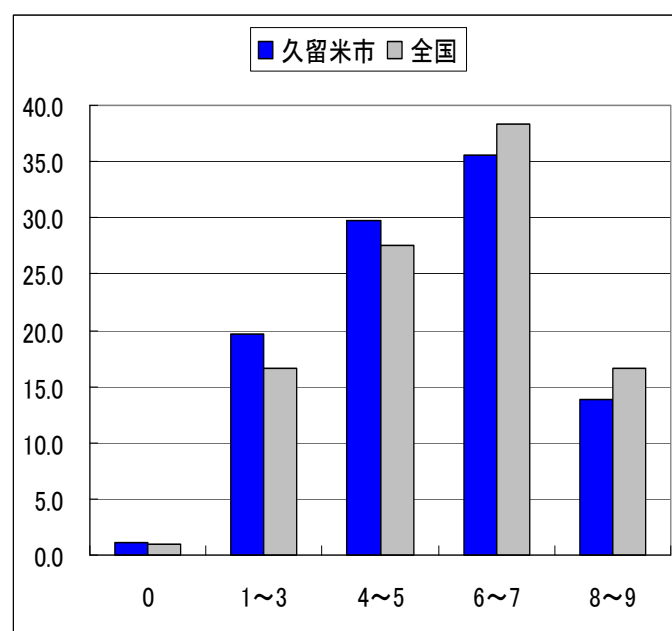
国語A (32問)

正答数	0	1~8	9~16	17~24	25~32
久留米市	0.1	1.9	10.3	36.6	51.2
全国	0.1	1.4	7.2	32.3	58.9



国語B (9問)

正答数	0	1~3	4~5	6~7	8~9
久留米市	1.1	19.7	29.8	35.6	13.9
全国	0.9	16.6	27.6	38.4	16.6

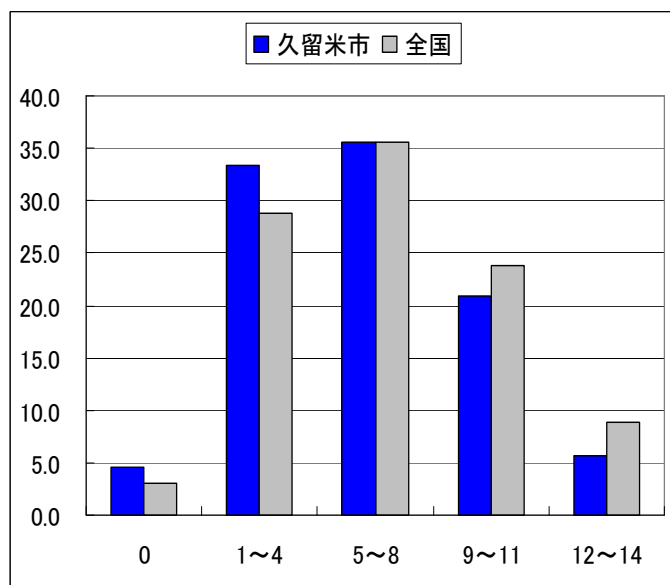
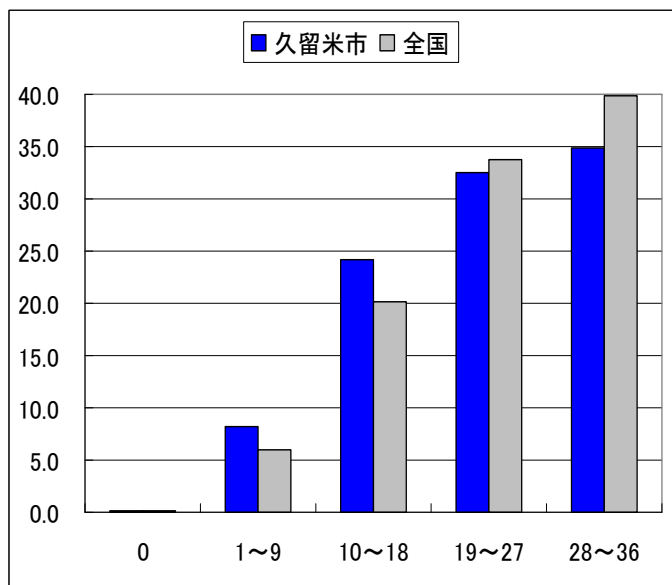


数学A (36問)

正答数	0	1~9	10~18	19~27	28~36
久留米市	0.1	8.2	24.2	32.5	34.9
全国	0.1	6.0	20.1	33.7	39.9

数学B (14問)

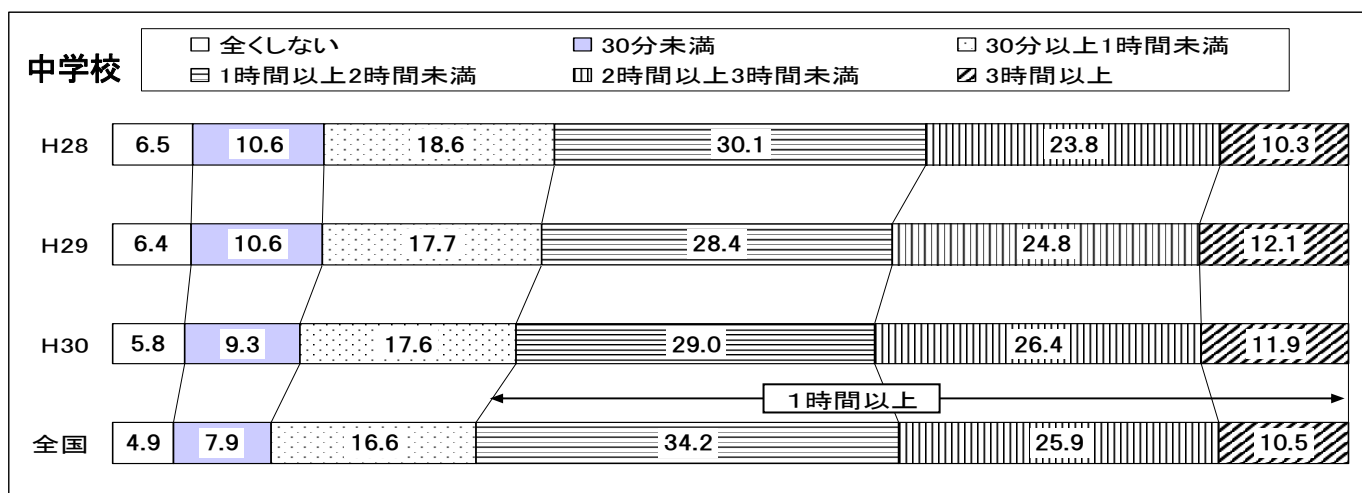
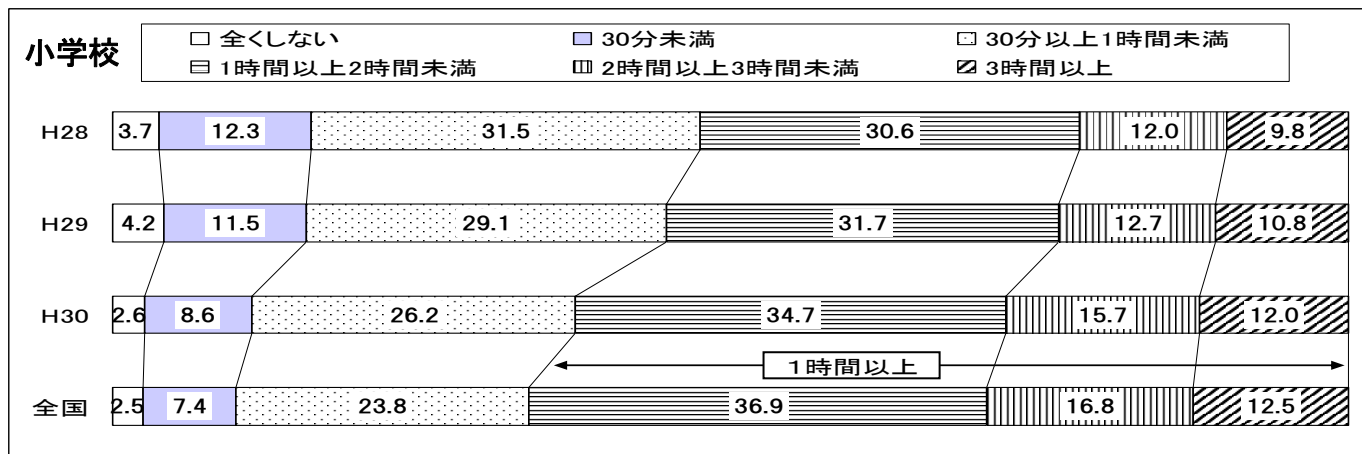
正答数	0	1~4	5~8	9~11	12~14
久留米市	4.5	33.3	35.6	20.9	5.7
全国	3.0	28.8	35.6	23.8	8.8



○ 中学校の国語Bと数学Bは、無正答の割合が全国より高く、国語、数学ともB問題は山型状の分布となっている。中位層・低位層の割合は、全国より多くなっている。

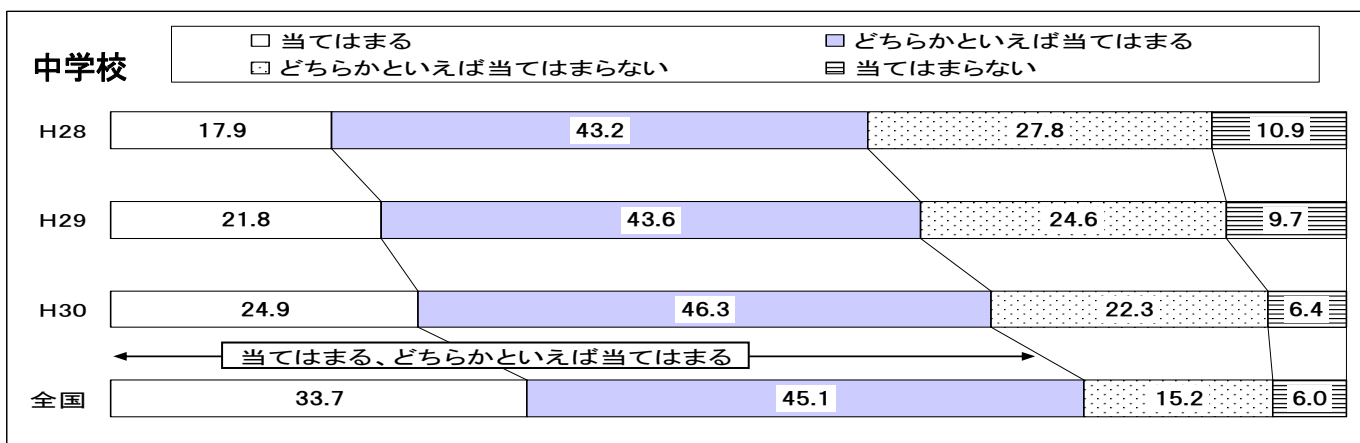
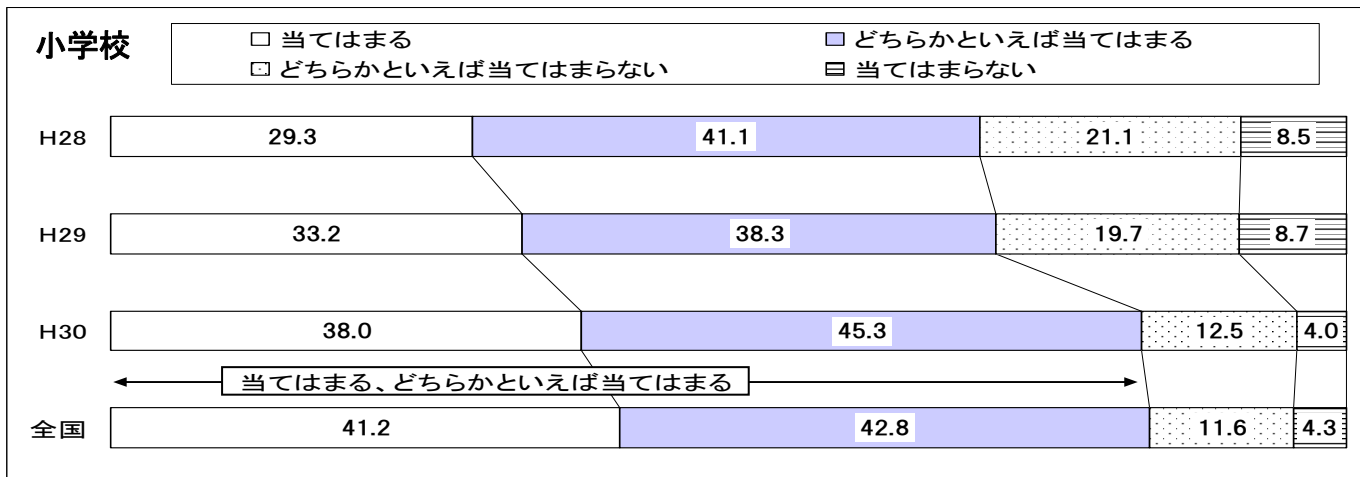
## 5 児童生徒への質問に関する調査結果

### (1) 平日の授業以外の学習時間 (塾・家庭教師を含む)

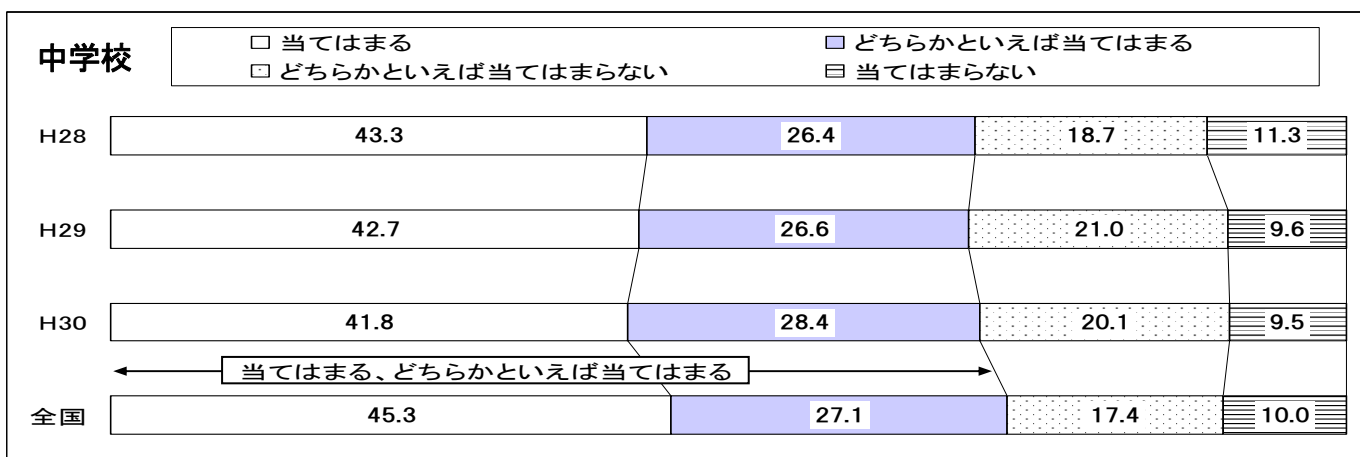
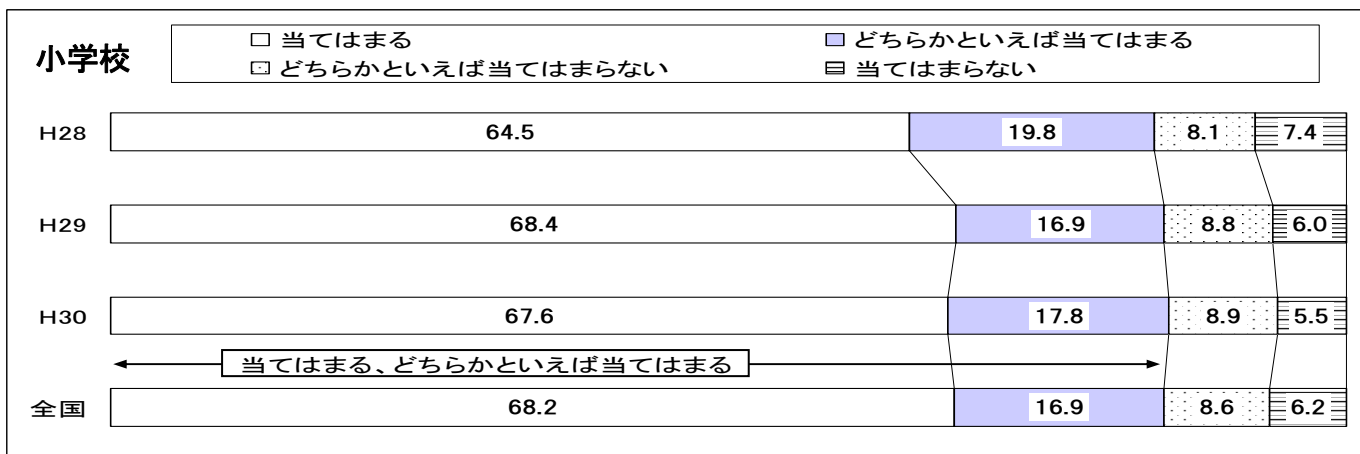




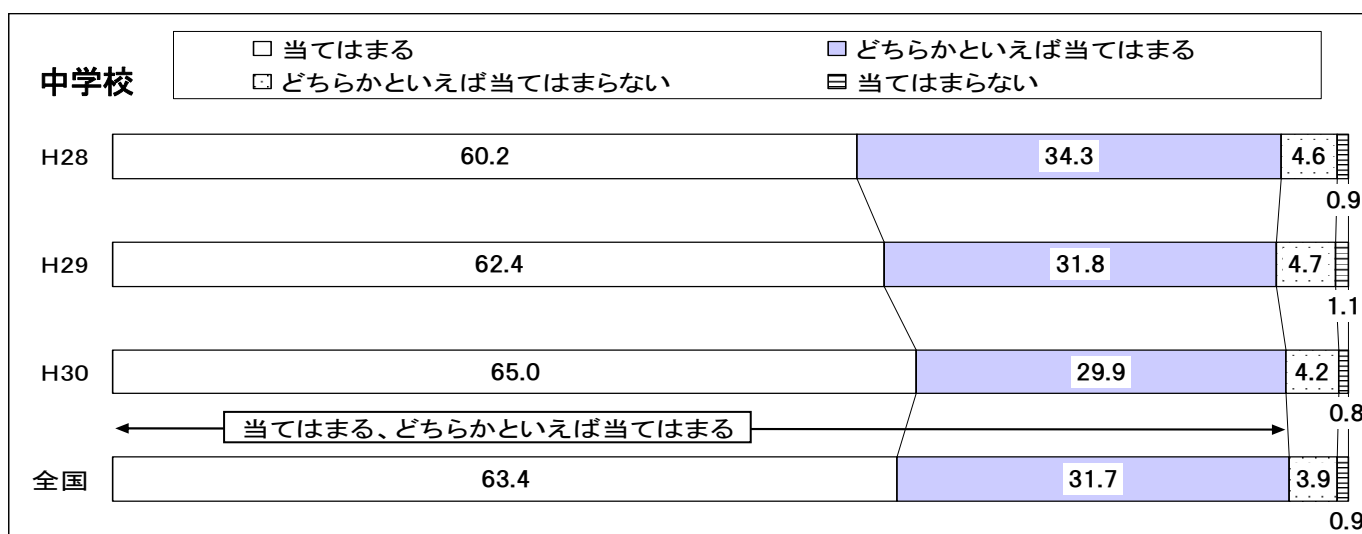
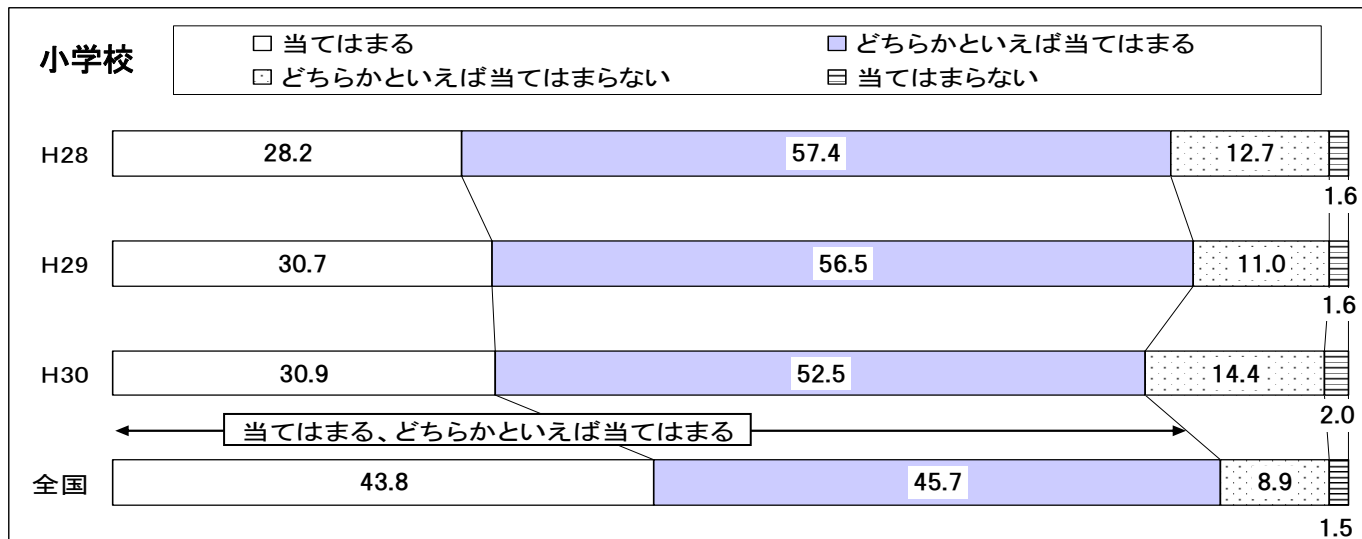
## (2) 自尊感情（自分にはよいところがある）



## (3) 将来（将来の夢や目標を持っている）



#### (4) 規範意識（学校のきまり・規則を守っている）



### 6 今後の主な取組等

- ① 各学校の校内研修に調査結果の検証を位置付け、具体的な改善プランの立案・実施・検証のサイクルを学校全体で確立する。併せて、教育委員会による学習指導訪問や教務担当教諭に対するヒアリングを通して、学校への支援を行う。
- ② 家庭・地域・庁内各課との連携、宿題の出し方の工夫、補充学習の実施等を通して、家庭での学習習慣を確立し、授業で学んだことの定着を図る。
- ③ 「思考力や表現力を問うこと」「書くこと」を重視した授業の実践及び定期考査への反映を行う。
- ④ 上記の取組が効果的に行われるための基盤となる風通しの良い学校運営及び担任の学級運営力の向上を推進する。

## 平成30年度 全国高等学校総合体育大会の成績報告について

### 1 概要

平成30年度全国高等学校総合体育大会の柔道競技大会において、南筑高等学校スポーツキャリアクラス2年の古賀 若菜（こが わかな）選手が優勝し、2連覇を達成する快挙を成し遂げました。

### 2 大会等

主 催 公益財団法人 全国高等学校体育連盟  
公益財団法人 全日本柔道連盟 他

会 場 津市産業スポーツセンター（三重県津市）

### 3 日程

平成30年8月8日（水）～8月12日（日）

8日 開会式  
10日 女子団体試合（1～2回戦まで）  
11日 女子団体試合（3回戦～決勝まで）  
女子個人試合（48kg級・52kg級・57kg級）  
12日 女子個人試合（63kg級・70kg級・78kg級・78kg超級）  
閉会式

### 4 種別・成績等

48kg級 古賀 若菜 初段（2年） 優勝（2年連続）

# 第9回ビブリオバトルin久留米 中高生大会

発表者大募集！！

あなたの思い出の一冊・感動の一冊を5分間で  
紹介してみませんか？

発表を聞いて一番読んでみたいと思った本に  
参加者全員で投票して、  
『チャンプ本』を決める簡単なゲームです。  
おもしろい本を探している方、  
おすすめの本を紹介してみたい中高生の方、  
ぜひご参加ください！

日時：平成30年9月9日（日）

14時～（1時間程度）

場所：久留米市立中央図書館

3階 視聴覚ホール

募集：発表者 定員8名（中高生）

観戦者 どなたでも（申込み不要）

応募方法：電話またはFAX，窓口にて申込み



問い合わせ先：久留米市立中央図書館

担当：宮本・中川

☎ 0942-38-7116 Fax 0942-38-7183

応募受付日：平成30年8月8日午前10時から

## 第6回「からくり儀右衛門大賞」小・中学生創作作品展の開催

- 主催** 久留米市  
**共催** 久留米市教育委員会・久留米工業大学  
**特別協力** 株式会社東芝  
**趣旨** 郷土の偉人、「からくり儀右衛門」こと田中久重の業績を顕彰し、「ものづくりのまち久留米」の次代を担う久留米市立の小・中学校の児童・生徒に、創作の喜びを体感することを促すため、「久留米市理科作品展」に出品された創作部門の作品の中から、「からくり儀右衛門大賞」として、市長賞、教育長賞、久留米工業大学賞の受賞作品を選考し、受賞作品の展示および表彰を行う。

### 受賞作品選考

- 久留米市長賞：1名（小・中学生の中から1名）  
教育長賞：1名（同）  
久工大賞：金賞2名（小・中学生各1名）  
銀賞2名（同）  
銅賞2名（同）  
特別賞2名（同）

### 受賞作品展

- 日時**：平成30年9月13日（木）～17日（月、敬老の日）  
10時00分～18時00分（17日は15時まで）  
**会場**：六ツ門図書館展示コーナー  
**入場**：無料

### 表彰式

- 日時**：平成30年9月17日（月） 15時30分～16時00分  
**会場**：市民活動サポートセンターみんくる 会議室1・2

### からくり人形実演

- 日時**：平成30年9月17日（月） 11時30分～、13時30分～の2回（各30分程度）  
**会場**：市民活動サポートセンターみんくる 会議室1・2  
**内容**：久留米市所有の田中久重作「弓曳き童子」、NPO久留米からくり振興会所有の「文字書き人形（複製）」など、からくり人形の実演。

- \*問い合わせ** 久留米市市民文化部文化財保護課（担当：白木・岡崎）  
電話0942-30-9323

## スポーツ大会成績優秀者個人・団体の報告について

スポーツ大会において全国大会出場以上等の成績を収めた個人又は団体について、次のとおりお知らせいたします。

### 1 世界大会出場

「第4回 WBSC U-15 ワールドカップ」

選手：明星中学校3年 秋山 恭平（筑後サザンホークス所属：投手）

種 目：野球

日 程：平成30年8月10日（金）～19日（日）

場 所：パナマ

主 催：世界野球ソフトボール連盟（WBSC）

備 考：「WBSC U-15 ワールドカップ」は隔年で開催される、13歳から15歳の各国・地域代表選手で競われる野球の国際大会

### 2 全国大会優勝

「第20回紫灘旗全国高校遠的弓道大会」

高校名：祐誠高等学校 男子弓道部

日 程：平成30年8月18日（土）、19日（日）

場 所：久留米アリーナ 弓道場

主 催：久留米市、紫灘旗全国高校遠的弓道大会実行委員会

結 果：男子団体 優勝

### 3 全国大会出場

「第35回記念全日本少年軟式野球大会」

チ ャーム：久留米ベースボールクラブGO AHEAD（ゴーアヘッド）

日 程：平成30年8月13日（月）～16日（木）

場 所：横浜スタジアム

主 催：公益財団法人 全日本軟式野球連盟

参加資格：九州地区大会上位2チームが全国大会に出場

大会詳細：中学年齢層の大会で、毎年横浜スタジアムで開催されている。

学童大会同様に本大会も「中学生の甲子園」とされ、憧れの大会となっている。

チーム数：18チーム

**ジュニアアスリート教室  
「アスリートラグビークリニック」の開催について**

昨年度から、東京2020オリンピック・パラリンピックなどの国際大会に向けて、トップアスリートを目指すジュニア世代を対象に、レベルの高い指導者によるスポーツ教室を実施しています。

このたび、トップレベルの講師を迎え、下記のとおりラグビークリニックを開催しました。

日 時：平成30年8月19日（日） 10時00分～12時00分

場 所：久留米総合スポーツセンター陸上競技場

主 催：久留米市ラグビーフットボール協会、久留米市、久留米市教育委員会

共 催：久留米大学人間健康学部

講 師：菊谷<sup>きくたに</sup> 崇<sup>たかし</sup>（元日本代表主将）

参加者：約50名

りんどうヤングラガーズ（中学生）、久留米高校、明善高校ラグビー部生徒

## スポーツフェスタ・ふくおか 第61回福岡県民体育大会 (秋季大会) について

### 1 県民体育大会について

広く県民の間にスポーツを振興し、その普及・発展とスポーツ精神の高揚を図り、いっそう健康で明朗な県民生活の確立に寄与するため、毎年、郡市対抗形式で開催されている。

秋季大会は、県内4つのエリアを毎年持ち回りで開催されており、今年度は筑後地区の各市町にて開催される。

### 2 秋季大会概要

- (1) 開催期日 平成30年9月22日(土曜)、23日(日曜)
- (2) 総合開会式 久留米アリーナ
- (3) 開催競技 17競技
- (4) 久留米市選手団 12競技 316名
- (5) 久留米市における開催競技(下記7競技)

競技名	開催日		開催会場
	22日	23日	
バレーボール	○	○	久留米アリーナ他
ソフトテニス		○	久留米総合SCテニスコート他
卓球		○	久留米アリーナ
バドミントン	○		みづま総合体育館
柔道		○	久留米アリーナ
テニス	○		久留米総合SCテニスコート他
ウィルチェアーラグビー※	○		久留米アリーナ

※ ウィルチェアーラグビー

四肢に麻痺のある障害者が車いすで競技する障害者スポーツの1つ。

### 【参考】昨年度の結果

- ・総合開会式 北九州市立総合体育館
- ・久留米市選手団 12競技 289名
- ・成績 久留米市 総合4位
- ・主な競技成績
  - バレーボール(一般男子) 優勝
  - 剣道(一般男子、青年女子) 優勝
  - 弓道(青年) 優勝 など